



議案第四百四号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部改正について

次のとおり、三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年十二月二十三日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の

一部を改正する条例

三朝町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

第十一条 寒冷地手当は、町長が定める日（以下「基準日」という。）において在職する職員（町長が定める職員を除く。）に対して支給する。基準日の翌日から採用、異動等の事由により職員として在職することとなつた者に対しても、同様とする。

附 則

（施行期日等）

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十五年八月三十日から適用する。